

第五期基本構想・長期計画の策定方針について

緑のネットワーク、市民施設のネットワーク、全市完全下水道化等を重点課題として掲げ、現在の武蔵野市を形づくってきた基本構想・長期計画の策定（昭和46年）から来年度で40年が経過する。

これまでと同様に計画的な市政運営を推進するため、平成24年度を初年度とする第五期基本構想・長期計画を以下のとおり策定するものとする。

記

1. 基本的な考え方

- ・ 平成24年度初年度の計画期間10年の計画とする。
- ・ 基本構想と長期計画を一体で策定する。
- ・ 長期計画の前半5年を実行計画、後半5年を展望計画とし、実行計画については4年ごとにローリングし調整計画を策定する。
- ・ 各分野において市民参加等で策定された個別計画（策定予定の個別計画を含む）との整合性を図りながら策定を行う。また、個別計画との関係を整理し、市全体の計画体系を明確にする。
- ・ これまでと同様に、長期計画は全施策を網羅したものではなく、分野を超えた総合的な視点により策定を行い、実施すべき施策や政策の優先度が明確になるものとする。
- ・ 策定方法については、第一期基本構想・長期計画の策定以来踏襲してきた「武蔵野市方式」を継承しつつ、市民の社会参加に関する意識の広がり等を考慮し、多様で広範な市民の参加を求めるとともに、議員参加、職員参加により策定する。

2. 策定方法

(1) 市民参加

① 策定委員会

- ・ 市民、市議会議員、職員との意見交換を通じて総合的に政策の調整を行い、計画案を作成し市長に答申する。
- ・ 学識経験者等の市民等8名（うち2名は公募市民会議参加者から選出）と副市長2名の10名により構成する。

② 市民会議等

- ・ 市民間の討議を重視するとともに、多様で広範な市民の参加の機会を設ける。
- ・ 公募・無作為抽出・自主参加など重層的に市民会議を設置する。

- a. 公募市民会議
10名の公募委員により構成し、市の将来像等について5回程度の討議を経て報告書を作成する。
- b. ワークショップⅠ・Ⅱ・Ⅲ
各回とも無作為抽出により抽出した1000名程度の市民に参加を案内し、応じていただいた市民により実施する。
 - ワークショップⅠ：10年後の武蔵野市（仮題）
 - ワークショップⅡ：討議要綱について
 - ワークショップⅢ：計画案について
- c. シンポジウム
専門家等による基調講演をふまえ、本市の将来について市民が意見交換する場として、シンポジウム等を開催する。
- d. 関係団体市民会議（策定委員会主催）
討議要綱について策定委員会を中心にして対話形式で意見交換を行う。
- e. 圏域開催市民会議（策定委員会主催）
討議要綱や計画案について策定委員会を中心にして対話形式で意見交換を行う。
- f. パブリックコメント
討議要綱や計画案への意見のほか、各種アイデア等を随時募集する。
- g. 市民意識調査等の各種調査
各種調査等における市民意見・意向を反映する。

(2) 議員参加

「討議要綱」「計画案」について策定委員会が市議会議員との意見交換を行う場を、議員参加として実施する。

(3) 職員参加

長期計画・個別計画等の学習機会を設ける。

職員参加として職員個人の意見提出や策定委員会との意見交換等、主体的な参加を促す。

3. 策定スケジュール（別添資料のとおり）

時期	《市民参加》			《議員参加》	《職員参加》	市役所
	策定委員会	市民会議 (策定委員会主催)	ワークショップ等 (市主催)			
平成22年度	6			《代表者会議》	情報提供・公開のための資料収集・整理・作成等	庁内推進本部会議
	7	《 7月1日号市報：第五期基本構想・長期計画策定に関する記事掲載 》			地域生活環境指標 人口推計 他	
	9	委員会発足		公募市民会議 【公募市民による討議】 * 武蔵野市をどんなまちにしたいか	学習機会の提供 政策ゼミ等	
平成23年度	10	課題整理		ワークショップI 【無作為抽出市民によるワークショップ】 * 10年後の武蔵野市(仮題)	【グループインタビュー】 【個人意見】	市長案
	11	討議要綱公表	関係団体市民会議 圏域別市民会議 * 討議要綱について	シンポジウム ワークショップII 【無作為抽出市民によるワークショップ】 * 討議要綱について		
平成23年度	1	計画案作成	パブリックコメント			
	3					
	4					
平成23年度	5	計画案公表	圏域別市民会議 * 計画案について	ワークショップIII 【無作為抽出市民によるワークショップ】 * 計画案について	【策定委員会と意見交換】 * 計画案について	市長案
	6		パブリックコメント			
平成23年度	7	答申案作成				市長案
	9	答 申	※ 本スケジュールについては策定委員会で協議の上決定するものとする。			
10	1			市議会		市長 市役所
	5	※ 市長案に関する市議会での取り扱いについては、地方自治法の一部改正を踏まえながら協議			特別委員会 本会議	